

令和5年度（2023年度）第1回北海道公衆浴場入浴料金審議会 議事録

1 開催日時

令和5年（2022年）7月3日（月） 13:30～14:30

2 開催場所

北海道立道民活動センターかでの2・7 10階1040会議室（札幌市中央区北2条西7丁目）

3 出席者

（1）委員8名

今村委員、久保委員、海野委員、奈良委員、橋本委員、小西委員、佐藤委員、古名委員

（2）事務局5名

古郡健康安全局長、佐藤食品衛生課長、柴崎課長補佐、堀籠主査、五十嵐専門員

4 内容

（1）会長、副会長の選出

小西委員の推薦により、久保会長、今村副会長を選出

（2）挨拶及び諮問

道保健福祉部健康安全局長による挨拶の後、諮問文を読み上げ、久保会長に手交

（3）報告

- ・公衆浴場入浴料金に係る審議について

【事務局】

（資料について報告及び説明）

（4）協議

【久保会長】

「公衆浴場入浴料金に係る審議について」に入らせていただきます。まず、「審議の方法」と「審議の日程」について協議したいと思います。最初に、「審議の方法」についてでございますが、過去の審議会の例を参考にしたいと思います。事務局から説明願います。

【事務局】

それでは御説明いたします。過去の例では、入浴料金の審議につきまして、その内容が細部にわたることから、審議会の中に6名程度の小委員会を設置し、そこで入浴料金について具体的、集中的に検討していただき、その結果を審議会に報告、了承という手続を経て、最終の答申をいただいております。なお、小委員会の構成員は、学識経験者委員、利用者代表委員、経営者代表委員から、それぞれ2名出でいただいております。

【久保会長】

ただ今、事務局から説明がありましたように、小委員会を設置して審議した方が効率的であろうかと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員了承)

【久保会長】

小委員会の構成は、これまで同様、学識経験者委員、利用者代表委員、経営者代表委員からそれぞれ2名出していただき、計6名で進めるのがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

【久保会長】

それでは小委員会の構成員は、学識経験者委員、利用者代表委員、経営者代表委員からそれぞれ2名の計6名ということにします。小委員会の委員の選出につきましては、後程行うことといたしまして、次に「審議の日程」につきまして協議したいと思います。

先程、公衆浴場入浴料金の統制額について知事から諮問を受けたわけですが、その根拠となった経営実態調査が4月～5月中旬に行われておりますので、本審議会としては早急に審議の結論を取りまとめ、答申を出す必要があると考えます。委員の皆様には御苦勞をおかけしますが、ひと月を目処に答申を取りまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員了承)

【久保会長】

それでは、そのような日程で、今後の審議を進めたいと思います。

次に、入浴料金の算定方法及び入浴料金区分につきまして、決定いたしたいと思います。従来から算定方法について、「総括原価方式」が採用されており、料金区分については、「大人（だいにん）」、「中人（ちゅうにん）」、「小人（しょうにん）」の3区分となっておりますが、この方法及び区分について、事務局から説明願います。

【事務局】

それでは、「総括原価方式」と「料金区分」について、説明させていただきます。

最初に「総括原価方式」でございます。「総括原価方式」とは、適正な原価に適正な事業報酬を加えたものが総収入に見合うように料金を設定する方式をいい、日本の多くの公共料金において採用されているものであります。これまでの審議会基準額につきましても、この方式を採用しています。

なお、この「総括原価方式」によって原価を算定する際には、国の通知に基づき、適正な利潤としての「事業報酬」を積算することとされており、この事業報酬につきましては、これまで、「事業主報酬」、「資本報酬」及び「建物再調達費」を計上しているところでございます。

次に「料金区分」でございますが、「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省

令」に基づき、年齢区分として、12歳以上の大人（だいにん）、6歳以上12歳未満の中人（ちゅうにん）、6歳未満の小人（しょうにん）の3区分となっております。そのほか洗髪についても料金の区分を設けられることになっておりますが、北海道におきましては、昭和47年から洗髪料を取らない形にしております。以上で説明を終わります。

【久保会長】

ただ今の説明にありましたとおり、入浴料金の算定方法及び料金区分は現行どおりでよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

（各委員了承）

【久保会長】

それでは、算定方法は、「総括原価方式」を採用し、料金区分は、「大人（だいにん）」、「中人（ちゅうにん）」、「小人（しょうにん）」の3区分とすることといたします。

今までの協議事項につきまして、御意見等がございましたら、お願いいたします。

（各委員からの意見等なし）

【久保会長】

次に、先程、設置を決定しました小委員会の委員の選出をお願いしたいと思います。お手元の委員名簿の代表区分ごと、それぞれ2名の委員の選出をお願いいたします。

なお、選出いただきましたら、事務局へ報告願います。それではよろしく願います。

（代表区分ごとに小委員会委員選出）

【久保会長】

それでは、選出されました小委員会委員を事務局から報告願います。

【事務局】

御選出いただきました委員の方々を御報告いたします。学識経験者委員は今村委員、久保委員。利用者代表委員は海野委員、奈良委員。経営者代表委員は小西委員、佐藤委員、以上でございます。

【久保会長】

ただ今、報告のありました委員の方々を小委員会委員として、お願いしたいと思います。皆様、よろしいでしょうか。

（各委員了承）

【久保会長】

それでは、選出されました小委員会委員の皆様には、よろしく願います。

なお、小委員会の開催は、資料の作成などの都合から、7月19日の予定です。

また、審議の内容が実態調査施設の個別情報に及ぶことから、これまで同様、非公開で行いたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

（各委員了承）

(5) その他

【久保会長】

その他、何か御意見、御質問がございましたら、お願いします。

【奈良委員】

公衆浴場実態調査の概要の中で、41 施設ある内、調査協力を得られたのが 18 施設とのことで、調査は難しいかと思いますが、18 施設しかできなかったことの原因を教えてください。もう少し、多くの施設を調査することはできなかったのでしょうか。対象施設の半分もいない調査施設数で実態調査結果の概要として出ておりますが、どうなのでしょう。

【久保会長】

事務局にて、回答をお願いします。

【事務局】

貴重なご意見ありがとうございます。経営実態調査につきましては、問題協議会の第 1 回開催時に平均的な施設の選定条件をご提示しまして、了承いただき、対象 41 施設に打診し、調査の協力をお願いしているというところでございますが、各施設の事情があり、事情の詳細については確認しておりませんが、任意の調査協力となっておりますので、皆様、経営が厳しい中で、忙しいことも重なって、全部が全部協力できないという結果として、18 施設となったと考えております。

【久保会長】

小西委員お願いいたします。

【小西委員】

本来、我々業界のことですから、我々もそれにきちっと対応して、道からの選定の基準が出された時点で、組合員の協力をお願いしたいということで、毎回お願いしているのですが、その時期になると皆さんいろいろとご都合が悪くなったりして、特に今年はコロナの影響が尾を引いているのかなと思っているのですが、ご指摘のとおり 40 施設以上あるのに、本来は 30 施設程度をキープしていこうと努力をしてきたのですが、昨今、組合員が減っているということもあるのですけれど、なかなか料金に対する協力を得られないというのも実態でございます。業界として、大変お恥ずかしい限りではございますけれども、そのようなことがあることも、ご理解いただきたいと思います。先日も総会の席で、このことに触れて、組合員に、我々の業界の根幹を調査し、その結果を出していただくわけですから、皆さんに協力していただきたいという話をしているのですが、結果として今回は 18 施設になってしまったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

【久保会長】

奈良委員よろしいでしょうか。

(奈良委員了承)

【久保会長】

それでは他にご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。
よろしいでしょうか。

(各委員からの意見等なし)

【久保会長】

本日の予定議事は全て終了しました。進行を事務局にお返しします。

【事務局】

久保会長ありがとうございました。また、会長並びに委員の皆様、本日は長時間に亘りご審議いただき、誠にありがとうございました。

なお、次回の審議会については、8月上旬を予定としております。開催前には、各委員の日程調整をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

以上をもちまして、「令和5年度第1回 北海道公衆浴場入浴料金審議会」を終了します。本日は誠にありがとうございました。

～ 了 ～